

令和 3 年度第 1 3 回総会

議事録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日時 令和4年3月29日（火）午後1時30分開会
場所 堺市役所高層館12階 農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

芝 尾 恭 典	西 尾 朝 瞬	光 田 裕 次
檀 野 隆 一	柳 下 清 隆	山 本 光 男
松 川 幸 男	池 上 正 昭	田 中 宏
山 本 一 彦	藤 田 昇	北 井 秀 信
橋 本 雅 世		

(3) 欠席委員 1人

中 野 元 裕

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小 林 義 博	井 上 和 夫	野 口 宜 律
中 尾 美 昭	高 岡 一 平	塔 本 順 一
藤 原 武 平	岸 田 勝 夫	寺 山 忠 夫
岡 所 次 郎	重 谷 勝 次	坂 口 竹 四 郎

(5) 農地利用最適化推進委員の欠席 1人

野 里 孝 雄

3 議事説明員

農業委員会事務局	事務局長	名越 幸司
	事務局次長	小林 裕行
	主 幹	西本 和子

4 付議事項

議案第80号 令和4年度堺市農業委員会事業計画の決定について

議案第81号 事務局職員の人事発令について

5 会議の概要

議長（檀野隆一會長）から開会宣言

議長 これより、令和3年度第13回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において、芝尾泰典委員、光田裕次委員のご両名を指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご両名にお願いいたします。

それでは審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員のご報告をいたします。委員14人中、現在議場に在席する委員は13人です。なお、中野元裕委員から、欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員12人の出席をいただいております。以上、ご報告いたします。

議長 それではこれより、議事に入ります。本日の案件は、議案第80号「令和4年度堺市農業委員会事業計画の決定について」及び議案第81号「事務局職員の人事発令について」の、2件あります。

それでは、議案第80号「令和4年度堺市農業委員会事業計画の決定について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 ただいま議題となりました議案第80号「令和4年度堺市農業委員会事業計画の決定について」をご説明いたします。

この計画の内容は、令和4年3月3日に開催いたしました令和3年度第3回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。（別紙）の「令和4年度事業計画案」をご参照願います。また、「新旧対照表」も併せてご覧ください。

本計画は、大きな項目として1から4までの項目建てをしており、1ページには、1. 法令事務の適正な執行等
3ページには、2. 農地等の利用の最適化の推進等
5ページには、3. その他の活動
6ページには、4. 会議関係を記載し、令和3年度同様の構成となっております。

内容の方向性には、令和3年度から大きな変更はございませんが、修正及び新規追加の提案項目がございますので、説明させていただきます。

修正案といたしまして、まず、2ページをご覧ください。

下から4行目「9 土砂等による土地の埋立て等への対応」ですが、令和3年度事業計画では、下から3行目を、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」及び「堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（令和3年4月1日施行予定）」としておりました。本堺市条例は、当該日施行済ですので、（「令和3年4月1日施行予定」）の部分を削除いたしました。

次に、3ページをご覧ください。上から9行目の、「（2）利用意向調査」ですが、令和3年度事業計画ではその次に「（11月実施予定）」と記載していたものを、「（利用状況調査実施後すみやかに実施）」に変更いたしました。これは、令和3年度の国通知等により、遊休農地調査の方法や調査時期等に関する変更の指示があったためです。

次に、新規追加提案項目ですが、2件ございます。まず、4ページをご覧ください。

「3 指導相談活動」に加え、4の項目として、「農業委員会活動の記録」を追加いたしました。

国の動向として、2月に農林水産省から通知が発出され、農業委員会活動の「見える化」や、その一環として、農業委員会の活動記録簿の記載をさらに充実し、活用し、報告することが求められることとなりました。そのため、本委員会でも活動記録簿の活用促進に関する目標を新たに加えました。

農業委員会の活動記録簿について、現在は市販の「活動記録簿セット」をご利用いただいていますが、書きにくい部分が多くなったことで、ご迷惑をおかけしております。書きやすく、詳細に内容が記載可能で、活動の「見える化」や評価が可能なものとして、国通知等により、新しい活動記録簿の様式が示されました。昨日、オンライン会議による農林水産の説明会があり、本農業委員会でも4月早々に委員の皆様に説明を行い、新しい様式の記録簿をお渡しできるよう、準備を進めてまいります。委員の皆様にはお手数をおかけすることと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次の追加提案項目でございますが、5ページをご覧ください。

すでにご承知おきのこととは存じますが、国では令和2年の第5次男女共同参画基本計画において、女性農業委員の登用率向上の目標が提示されております。本農業委員会の第8回総会においても、農業委員会総会規則の改正をおこない、出産を理由とした委員の事前の欠席届出規定の新設や、委員が総会に出席できないときの理由を、「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむをえない事由のため」と例示して規定することにより、欠席理由の定義をより分かりやすく、かつ、女性委員の受け入れ環境整備の一つとなるようにいたしました。

国からも女性委員登用のための計画を提出するよう求められて

おり、今後は、任命権者である市長の指示のもと、まずは令和5年7月の委員改選に向け、女性農業委員任用に関する動きが、活発化すると考えられます。

その中で、本農業委員会としては、社会情勢に鑑み、男女比率や、女性委員も含めた今後の農業委員会活動のありかたについて、現任委員相互での意識共有や情報収集をおこなうことを、委員活動として加えさせていただきました。

令和4年度計画に関する、修正・追加提案項目は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(異議なし)

質疑、ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第81号「事務局職員の人事発令について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 ただいま議題となりました議案第81号「事務局職員の人事発令について」をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第26条において、「職員は農業委員会が任免する。」と規定されているため、議案として次のとおり、承認を求めるものであります。

なお、付議案件綴にある「議案第81号」については、あらたに発令する者のみ記載しておりますので、ご注意ください。

参考資料としてお配りしている「新職員体制」の一覧もご覧ください。

それでは、令和4年4月1日付けの発令予定について説明いたします。

まず、定年退職のため事務局から転出する者は、小林裕行、小谷伊佐子の2名です。

次に、新たに事務局職員に加わる予定の者についてご説明いたします。河邊眞佐彦、川口智永、堂田久美子、小嶋絵里の4名です。

河邊は農水産課から農地課に異動となり、農地課長と農業委員会事務局次長を兼務いたします。議案書には記載がありませんが、併せて、事務局参事（危機管理担当）も兼務いたします。恐れ入りますが、職員体制一覧をご参照いただくよう、お願ひいたします。川口は農水産課主幹兼担い手支援係長と、農業委員会事務局主幹を兼務いたします。堂田は税務運営課から農地課に異動となり、農地課副主査と農業委員会事務局副主査を兼務いたします。小嶋はものづくり支援課から農水産課に異動となり、農業委員会事務局職員を兼務いたします。

次に、現任の農業委員会事務局職員についてご説明いたします。名越幸司、西本和子、山本幸夫、佐藤真司、立石竜也、久田かすみ、鹿野雅郎、荒瀬清一、上山由佑子、石川明采、青柳昇吾及び坂口雅実は、引き続き農業委員会事務局職員として勤務し、役職等についても特に変更はございません。また、引き続き、農政部、農地課又は農水産課の職員を兼務いたします。

最後に、会計年度任用職員についてご説明します。会計年度任用職員は年度毎の任用となるため、令和4年度からの、改めての任用が必要になります。

中田康信、納谷元起及び増尾啓明は、令和3年度に引き

続き、会計年度任用（OB）職員として勤務いたします。

大石美保及び木下幸江は、令和3年度に引き続き、会計年度任用職員として勤務いたします。

なお、今名前を読み上げた会計年度任用（OB）職員及び会計年度任用職員は、農地課職員を兼務し、任用期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなる予定です。

「議案第81号 人事発令」の説明は以上でございます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(異議なし)

質疑・ご意見なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の総会に付議されました案件は、議了いたしました。

それでは次に、本日、議案ではございませんが、農業委員会の法令遵守について、今年度の決意確認を行いたいと思います。事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明いたします。

他府県の農業委員による不祥事事件を受け、令和元年11月28日に全国農業会議所主催で開催された「令和元年度 全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として、全国で、改めて綱紀粛正の徹底を図っていくことになりました。

また、当決議の趣旨に則り、国民の信頼回復と高い倫理観の

保持のため、全農業委員会が、総会等において法令遵守の注意喚起または綱紀保持に関する決議等を行うことが求められました。

本農業委員会としてもこれを受け、令和元年度第1回総会において、議案第6号として、「法令遵守にかかる決意について」を議決いたしました。

令和2年度以降も、少なくとも年に1回、同様の決意確認等による注意喚起を実施することとされており、令和2年度は委員改選時の研修の際、資料として、議案第6号の決意書を配布させていただきました。

今回も改めて、資料としてお手元に配布させていただいております。

一度、会長から読み上げをお願いし、法令遵守にかかる決意確認とさせていただきたいと思います。

それでは会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（会長）（読み上げ）

農業委員会の法令遵守について

堺市農業委員及び堺市農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

堺市農業委員及び堺市農地利用最適化推進委員各自が今後も高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、次のとおり決議する。

- 1 堺市農業委員及び堺市農地利用最適化推進委員は、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用する。特に、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限、同法第33条に規定する議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保する。
- 2 堺市農業委員及び堺市農地利用最適化推進委員は、農業委員会組織の一員として高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するために隨時法令遵守の決意確認又は研修を行う。

以上で、決意確認といたします。

それでは、これをもちまして 令和3年度第13回総会を閉会いたします。(閉会宣言 午後1時50分)

採決・承認事項及び賛否数

	(案件番号)	(結果)	(賛否数)
○	議案第80号	原案のとおり可決	全会一致
○	報告第81号	原案のとおり承認	全会一致

署名委員

会長 檀野 隆一

委員 芝尾 崇

委員 光田 裕次